

# 北朝鮮によるミサイルの発射に関する緊急要請

令和4年10月4日

北 海 道  
青 森 県

## 北朝鮮によるミサイルの発射に関する緊急要請

令和4年10月4日7時22分頃に、北朝鮮が弾道ミサイル1発を東方向に発射し、青森県上空を通過した後、7時44分頃、太平洋上のわが国の排他的経済水域外に落下したと推定される。

北朝鮮による弾道ミサイル発射は、今年に入り計20回にわたり、極めて高い頻度で続いており、3月24日には渡島半島の西方約150kmの排他的経済水域内に落下したことに加え、今般、青森県上空を通過したことは、これまでにない極めて重大かつ差し迫った脅威であり、北海道と青森県の住民の不安も著しく増大するなど、住民の安全・安心に対し極めて憂慮すべき事態であり、断じて容認することはできない。

北朝鮮による一連のミサイルの発射は、関連する国連安保理決議に明白に違反しており、国におかれては、以下の事項に対応頂き、北朝鮮がこのような不測の事態も生じかねない暴挙を繰り返すことがないように、国際社会との連携のもと、適切に対処していただくことを強く要請する。

### 記

- 1 北朝鮮により繰り返されるミサイルの発射は、国民の生命、身体、財産、わが国の領土・領海・領空を脅かすことから、北朝鮮に自制を求める毅然とした外交交渉を推進すること。
- 2 ミサイルの飛来・着弾事態に備え、より迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、国民の保護を最優先とし、万全の措置を講じること。
- 3 操業する漁船などの船舶や航行中の航空機に対し、引き続きミサイル発射に係る情報の迅速な伝達に努めるとともに、万が一、被害が及んだ場合には、責任を持って救済策を講じること。

令和4年10月4日

北海道知事 鈴木 直道  
青森県知事 三村 申吾